

新宿逸品（外食・テイクアウト部門） 応募要項

1 事業主旨

令和6年度まで区内の優れた商品を「しんじゅく逸品」として登録し、各種支援を行ってきましたが、令和7年度より更に魅力ある制度にリニューアルし、新たに「新宿逸品」として認定を行います。令和7年度は土産部門として認定を行いましたが、令和8年度は外食・テイクアウト部門の認定を行います。認定された商品は5年間様々な媒体でのPRやビジネスチャンスを創出する支援等を行います。

2 応募要件

◆応募対象者：新宿区内で引き続き1年以上営業している方で、以下のいずれかの要件を満たす方。

- (1) 法人の場合、区内に本店及び本店登記があること
- (2) 個人の場合、事業所を区内に有していること
- (3) 団体の場合は、主たる活動地域が区内にあり、かつ、上記(1)又は(2)が構成員として所属していること。

◆対象商品：区内の店舗で飲食又は持ち帰りが可能なものであること

◆認定期間：認定の日から5年間

《注意事項》

- ・申請については、原則1企業・団体等につき1商品までとし、その商品は継続的又は季節毎等の反復的に販売しているものであること ※令和7年度に土産部門で認定された事業者は応募できません。
- ・法令等に適合した商品であり、新宿逸品のブランドイメージを損なうおそれのあるものではないこと

3 エントリー方法（令和8年7月6日(月)〆切）

1 エントリー

区HP (http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002187_00004.html)

または右記二次元コードから、申込フォームへのリンクがございますのでご応募ください。

上記での申込が難しい場合は必要書類を記入し、以下いずれかにてご応募ください。

①郵送 または ②持ち込み 下記住所までお願いいたします。

〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 B I Z新宿4階 産業振興課宛て



区ホームページ

2 確認書類について

確認書類 (①及び②両方必須)	① 以下のいずれか ア 法人の場合：履歴事項全部証明書の写し イ 個人事業主の場合：開業届の写しなど ウ 団体等の場合：上記アまたはイのいずれか ② 保健所の営業許可証等
--------------------	---

※上記書類は有効期限内のものに限り、履歴事項全部証明書は、発行より3か月以内のものにしてください。

※上記書類の提出がない場合、応募対象外とみなしエントリーが取り消されますのでご注意ください。

3 ご応募いただいた申請内容について、書類確認（一次選考）を行います。

4 認定方法等

認定にあたっては、事務局において要件を満たしているか等の確認（一次選考）を行ったのち、新宿逸品選定評価委員会における選定（二次選考）を経て、認定します。ただし、応募過多の場合は、一次選考にて書類内容を総合的に勘案し二次選考へ通過する対象者を選出する場合があります。

◆選定のポイント

※申請や商品の提供に係る費用等は申込者負担とします。

選考方法	評価基準
書類確認 (一次選考)	原則1企業・団体等につき1商品まで、法令等に適合し、新宿逸品のブランドイメージを損なうおそれのあるものではないことなど
選定評価委員会 (二次選考)	試食等により評価 (1) 新宿区の認知度やイメージを高めることはできるか (2) 味や品質が優れているか (3) 原材料、素材、製法、ネーミング等へのこだわりやオリジナリティがあるか (4) 商品の見た目、デザイン、パッケージ等へのこだわりがあるか (5) 商品の継続可能性や今後の販売戦略が組まれているか (6) 店舗の外観や内観、清潔感等が来店動機に繋がる空間であるか

◆選定結果の理由は公表しませんが、認定に至らなかった応募者には個別にその理由またはコメント等を通知する予定です。

<新宿逸品選定評価委員会委員長の紹介>

委員長：佐藤 進一 氏

株式会社京王プラザホテル 取締役 総料理長

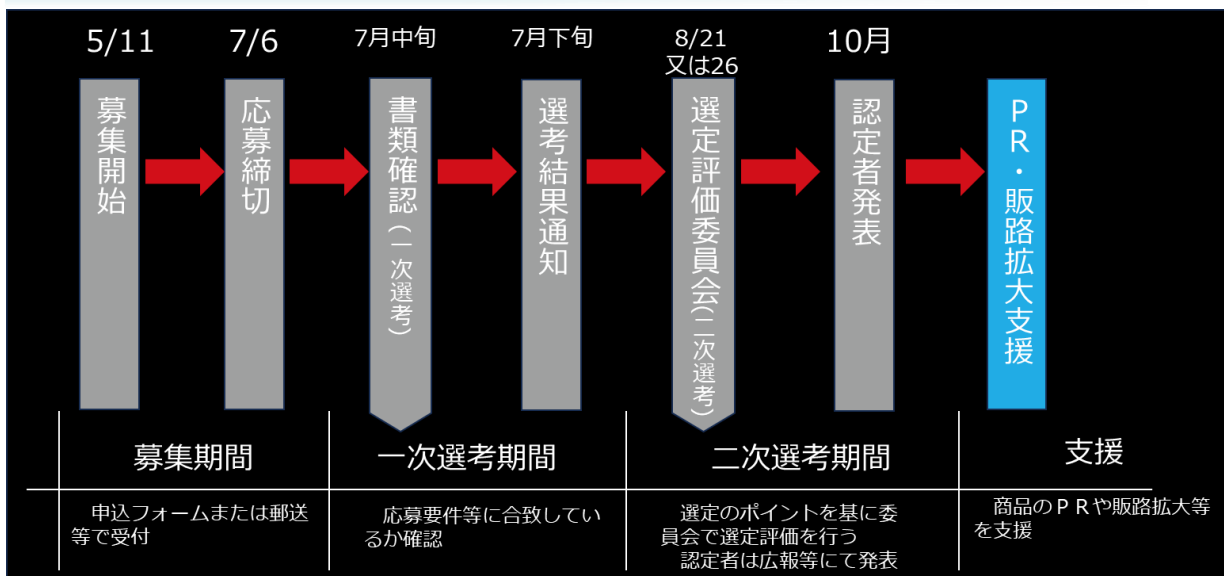


佐藤 進一氏

5 認定後の支援

認定を受けた商品は、区の広報、冊子、SNSなど様々な媒体でのPRや、WEB特集（グルメサイト）によるプロモーション支援など、ビジネスチャンスを生み出す支援等を行います。

6 スケジュール



※書類確認（一次選考）の選考結果は、7月下旬～8月上旬頃に通知いたします

※書類確認（一次選考）を通過した方は、二次選考で使用するための試食用の商品サンプルをご提出してください。提出方法は次のページ①～③いずれかで選択いただけます。提出いただく日時については以下を予定していますが、詳細は別途連絡いたします。なお、ご提出いただいたサンプル等の返却は原則としていたしません。

※二次選考に商品サンプルをご提供いただけない場合、選定の対象とならないことをご承知おきください。

宛先 〒160-0023 新宿区西新宿 6-5-3 学校法人新宿学園 新宿調理師専門学校

パターン	持込方法等
①（事前に申請者が調理したものを含め）複雑な調理が必要なく、商品を持ち込み、または郵送の場合	後日連絡する時間帯にお持ち込み、または配送日指定で送付
②選考日当日に自ら調理し、持ち込む場合（直前での持込を希望）	後日連絡する時間帯にお持ち込み
③選定会場で申請者自身で調理をする場合（会場で調理を希望）	後日連絡する時間帯にお越しいただき、自身で調理

① 調理が必要なく商品を持ち込み、または郵送の場合

例：（事前に申請者が調理したものを含め、）開封・解凍・温め・お湯を入れる・茹でる等で提供できる商品（和菓子、焼き菓子、カップのアイスクリームなど）

8月20日(木)～21日(金)または25日(火)～26日(水)に新宿調理師専門学校へ、後日連絡する時間帯にお持ち込み又は配送日指定でご送付ください。

② 選考日当日に自ら調理し、持ち込む場合（直前での持込を希望）

例：テイクアウト品、フードデリバリーに対応した商品など

8月21日(金)または26日(水)に新宿調理師専門学校へ、後日連絡する時間帯にお持ち込みください。

③ 選定会場で申請者自身で調理をする場合

例：テイクアウトができない、調理後にすぐ試食が必要なもの、見た目が重要なもの（かき氷、カフェアートなど）

8月21日(金)または26日(水)に新宿調理師専門学校へ、後日連絡する時間帯にお越しください。

※①に該当する商品は事務局側で盛り付け等の試食準備を対応いたします。

※②、③について、当日の時間は事務局側で指定（午後予定）となります。選定委員会は21日または26日いずれかとなるため、難しい日付や時間帯がある場合は申請フォームQ23に記載、また申込時等にお申しつけください。

※応募状況によってはご希望に添えない場合がございます。

7 問い合わせ先（新宿逸品選定評価事業事務局）

① 応募に関するお問い合わせ

しんきん地域創生ネットワーク株式会社（新宿区委託事業者）

TEL：050-1751-8802

Mail：sktrade@e-scb.co.jp

② 事業に関するお問合せ

新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 B I Z新宿4階

TEL：03-3344-0701